

京都市上下水道局告示第1号

地方公営企業法第33条の2の規定により、琵琶湖疏水記念館における刊行物等売払代金の収納事務を次の者に委託することを、地方公営企業法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和4年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 収納事務委託事業者の名称及び所在地

P a y P a y株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 収納事務委託事業者に収納させる収入の種類

琵琶湖疏水記念館における刊行物等売払代金

3 収納事務委託の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(上下水道局総務部総務課)